

法別表第1（参考）		法第87条第1項（用途の変更に対するこの法律の準用） 令第137条の18 （建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に 建築主事の確認等を要しない類似の用途 ）
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、 公会堂、集会場	① 劇場、映画館、演芸場
		② 公会堂、集会場
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）ホテル、旅館、下宿、共同住宅、 寄宿舍、児童福祉施設等*（幼保連携型認定こども園含む）	③ 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。） ※ただし、1低層・2低層・田園住宅を除く
		④ ホテル、旅館
		⑤ 下宿、寄宿舍
(3)	学校、体育館、博物館、美術館、 図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、 スポーツの練習場	⑥ 博物館、美術館、図書館 ※ただし、1低層・2低層・田園住宅を除く
		⑦ 体育館、ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場 ※ただし、1中高・2中高・工専を除く
(4)	百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	⑧ 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗
		⑨ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー ※ただし、準住居・近商を除く
		⑩ 待合、料理店
(5)	倉庫	
(6)	自動車車庫、自動車修理工場、 映画スタジオ、テレビスタジオ	⑪ 映画スタジオ、テレビスタジオ

注) 各欄において、丸数字に記載された用途相互間であれば「類似の用途」として扱われます。

例) 一号(①)「劇場」⇔「映画館」⇔「演芸場」の用途相互間の用途変更は**可**

一号(①)「劇場」⇔二号(②)「公会堂」の用途相互間の用途変更は**不可**